

退職金、年金と税金

— 各税務署 —

退職金は、長年の勤労に対する報償的給与であることなどから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くて済むように配慮されています。

退職金には、所得税と住民税が課税され、通常、退職金の支払を受ける時に源泉徴収されます。

また、厚生年金などの公的年金は、社会保障給付の一部をなすものであるが、全く課税されないというわけにはいかず、一定の金額を超える公的年金を受け取る際には、所得税が源泉徴収されます。しかし、税の申告の場合には、保険料の給付金全額を社会保険料控除として控除することができます。老齢厚生年金等の給付を受けるときには、年齢に応じて年金特有の「公的年金等控除」の適用があります。

(1) 退職金にかかる税金

退職金に対する税金は、退職金収入から退職所得控除額を差し引いた残額の1/2に税率をかけて算出しますが、通常退職金は、所得税・住民税を源泉徴収され、差し引き後を受け取ることになります。

	算 出	計算例(勤続30年・退職金2,500万円)
退職所得の金額	$(\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	$(2,500\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times 1/2 = 500\text{万円}$
退職所得控除額 ※1・2	○勤続年数20年以下 40万円×勤続年数	
	○勤続年数20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年)	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1,500\text{万円}$
所得税額	退職所得の金額×所得税率-速算控除額 表①	$500\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 572,500\text{円}$
住民税額	退職所得の金額×住民税率×9/10 表②	$500\text{万円} \times 10\% \times 9/10 = 450,000\text{円}$

※1 勤続年数1年未満の端数の切り上げ。算出額が80万円未満の場合は80万円。

※2 障害者になったことが原因で退職した場合は、さらに100万円を加算します。

所得税額の速算表 ①

課税退職所得額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超～330万円以下	10%	97,500円
330万円超～695万円以下	20%	427,500円
695万円超～900万円以下	23%	636,000円
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

住民税の速算表 ②

課税退職所得金額	税率
課税所得の区分なし	10%(県4%・市町村6%)

(2) 年金にかかる税金

年金は、雑所得であるため、年末調整は行われず、所得税は、徴収されたままとなるので、各受給者が、年間所得金額を正確に把握し、給付税額の過不足は、確定申告により精算することになります。

この場合、源泉徴収票を添付しなければなりません。

なお、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。

① 雑所得（公的年金等）の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等の} \\ \text{収入金額の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{雑所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

※ 公的年金等控除額の算定方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なります。

※ 平成23年分の所得税については、65歳未満の方とは、昭和22年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは、昭和22年1月1日以前に生まれた方になります。

② 公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	70万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	収入金額 - 70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75 - 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85 - 78万5千円
	770万円以上	収入金額×0.95 - 155万5千円
65歳以上の方	120万円以下	0円
	120万円超 330万円未満	収入金額 - 120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75 - 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85 - 78万5千円
	770万円以上	収入金額×0.95 - 155万5千円

(例) 65歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合には公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

$$\langle 3,500,000円 \times 75\% - 375,000円 = 2,250,000円 \rangle$$

◎ 国税についての一般的な質問は、「電話相談センター」でお受けします。

下記の最寄り税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って、1番を押すかダイヤルし、その後の音声案内に従ってください。

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
鹿児島	〒890-8691 鹿児島市荒田1丁目24番4号	(099) 255-8111	鹿児島市, 鹿児島郡
川内	〒895-8601 薩摩川内市若葉町1番25号	(0996) 22-2830	薩摩川内市, 薩摩郡
鹿屋	〒893-8691 鹿屋市西原4丁目5番1号 鹿屋合同庁舎	(0994) 42-3127	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡
大島	〒894-8677 奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	(0997) 52-4321	奄美市, 大島郡
出水	〒899-0298 出水市昭和町22番13号	(0996) 62-0200	阿久根市, 出水市, 出水郡
指宿	〒891-0491 指宿市大牟礼5丁目9番1号	(0993) 22-2548	指宿市
種子島	〒891-3194 西之表市西之表16314番地6 種子島合同庁舎	(0997) 22-0440	西之表市, 熊毛郡
知覧	〒897-0393 南九州市知覧町郡6212番地	(0993) 83-2411	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院	〒899-2591 日置市伊集院町下谷口1532番地	(099) 273-2541	日置市, いちき串木野市
加治木	〒899-5291 始良市加治木町諏訪町13番地	(0995) 62-2161	霧島市, 伊佐市, 始良市, 始良郡
大隅	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491番地2 大隅合同庁舎	(099) 482-0007	曾於市, 志布志市, 曾於郡